

**令和4年度
中央アルプスにおける
ライチョウ野生復帰実施計画(概要)**

○中央アルプス個体群復活事業と野生復帰

- ・「第二期ライチョウ保護増殖事業実施計画」では、環境省レッドリストにおけるダウンリスト（絶滅危惧ⅠB類(EN)→絶滅危惧Ⅱ類(VU)）を5年間の短期目標として掲げており、これを実現させるために「中央アルプスにおける個体群復活事業」を位置づけている。
- ・同事業は、駒ヶ岳に生息する雌個体と乗鞍岳より移植した3家族を元に、生息域内保全取組としてケージ保護及び捕食者等の対策を実施しているが、長期安定的な個体群を復活させるために、併せて飼育下で増殖した個体による野生復帰取組を実施する（「中央アルプスにおけるライチョウ野生復帰実施計画：令和3年4月～令和7年3月」）。

○野生復帰実施計画における目的

- ・中央アルプス駒ヶ岳を中心にライチョウの野生復帰（補強手法）を実施し、各種の生息域内保全や普及啓発との連携を通じて、中央アルプス山塊におけるライチョウの自立個体群復活を目的とする。
- ・一方、野生復帰手法については未確立であるため、各種技術開発及び科学的知見の集積を同時に実施することとし、計画自体は必要に応じて、順応的な運用または状況に応じた柔軟な変更を加えながら事業を実施していく。

ライチョウ中央アルプス個体群復活事業に係る各種事業・計画の関係

～環境省ライチョウ保護増殖検討会～
 ・中央アルプス個体群復活事業の評価及び方向性の最終決定

◎ →各種事業計画
 ・ →計画内の事業概要
 R 年号は年度

◎第二期ライチョウ保護増殖事業実施計画(R2～R6)

- 中央アルプス個体群復活事業(R2～R6)
 - ・乗鞍からの卵移植(R1) ※先行実施
 - ・卵による野生復帰+乗鞍からの家族移植(R2)

◎ライチョウ野生復帰実施計画(R3～R6)

- ・目標:中アでの個体群創出
- ・計画的な事業実施
- ・科学的な評価
- ・各関係者との綿密な連携

～環境省ライチョウ野生復帰WG～
 ・野生復帰事業の設計・調整
 ・野生復帰事業評価・修正

<関係者・自治体>
 ・調査・研究
 ・餌資源の栽培
 ・捕食者等の対策
 ・普及啓発 他

<生息域内保全>

- ・ケージ保護・放鳥(R3～)
- ・野生家族ファウンダー移送(R3)
- ・野生復帰家族後期順化・放鳥(R4～)
- ・放鳥個体モニタリング調査(R2～)

関係計画

- ◎捕食者対策事業計画(R2～)
- ◎ニホンザル対策事業実施計画(R3～)

<動物園事業(JAZAと連携)>

- ・家族ファウンダー受入(R3)
- ・野生家族飼育・繁殖(R4～)
- ・生息域外集団との個体交換(R4～)
- ・野生復帰前期順化・移送(R4～)

関係計画

- ◎野生家族受け入れマニュアル(R2)
- ◎飼育個体への野菜給餌試験計画(R2)

<生息域外保全> (JAZAと連携)

- ・保険集団構築
- ・科学的知見集積
- ・野生復帰卵供与

関係計画

- ◎第二期生息域外保全実施計画

報告

連携・報告

連携

連携

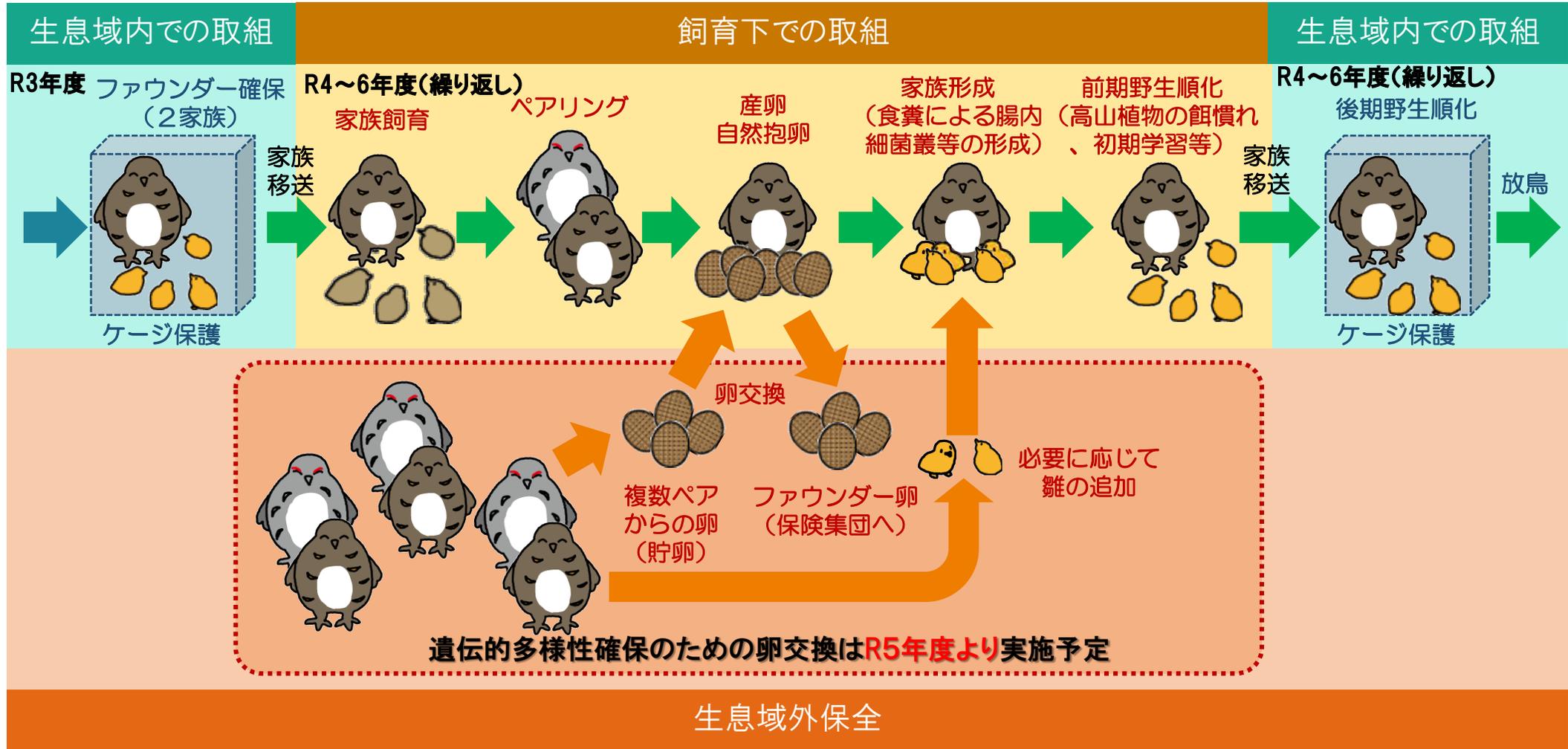
<ライチョウにおける野生復帰の個体条件>

- A. 野生復帰地域に固有の遺伝組成を持ち（地域固有性に対応した保全単位）、同時に集団内に個体群存続可能な遺伝的多様性を保持していること。
- B. 野生由来の母鳥からの学習により、高山環境で生存するに十分な判断能力を有していること（または、見込みがあること）。
- C. 高山環境で生存するに十分な身体能力（体力・運動能力）を有していること（または、見込みがあること）。
- D. 高山植物を主食とするに十分な分解能を持つ、特有の固有種を含む腸内細菌叢を継承し、これを発達させていること（または、見込みがあること）。
- E. 特有の固有と考えられる種を含むアイメリア原虫を継承し、これに対する耐性を有していること（または、見込みがあること）

→個体条件や放鳥する各生育ステージの特徴から、本計画では「野生家族を導入し、その中の個体から繁殖させた家族による野生復帰（放鳥）」を選択する。

→なお、状況に応じて、卵、雛鳥、成鳥での野生復帰の実施も選択肢として検討する。

ライチョウ家族による野生復帰手順（イメージ図）

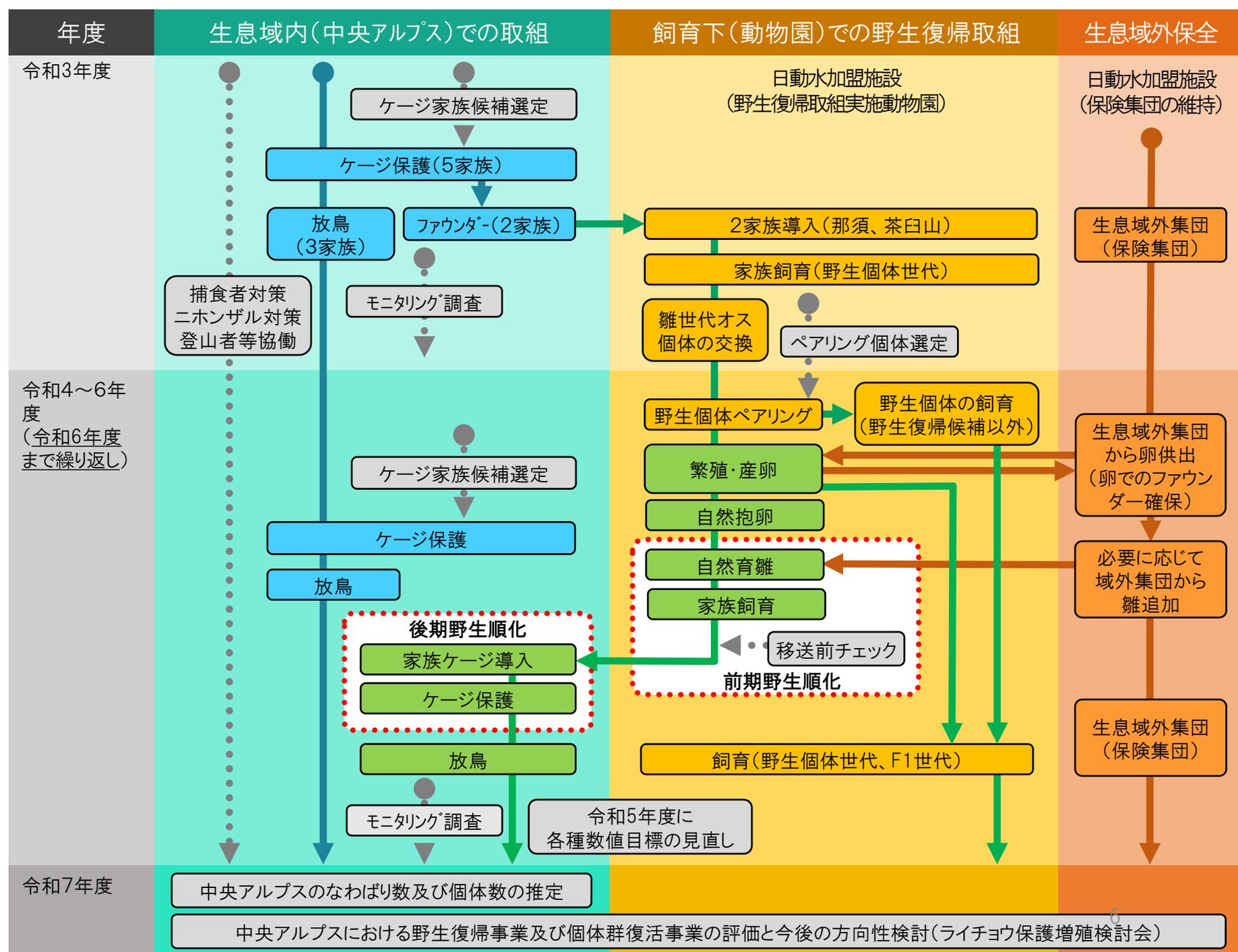


中央アルプスにおけるライチョウ野生復帰手順 (令和3～6年度スケジュール)

凡例

- 生息域内集団(中央アルプス)
- 野生復帰候補個体
- 飼育下野生個体(茶臼・那須)
- 生息域外集団(JAZA)

- 生息域内集団の流れ
- 野生復帰個体の流れ
- 生息域外集団の流れ
- 各種取組事項



令和4年度ライチョウ野生復帰実施計画（概要）

①動物園での実施内容（資料3-4-1、資料3-4-2、資料3-6）

- ・目標とする野生復帰候補の家族数は合計6家族とし（茶臼山2家族、那須4家族）、この中から野生復帰に適した最大5家族を選抜して野生復帰に供する。また、雄1個体についても野生復帰を検討する。
※最低1家族は次々年度の野生復帰家族創出用に動物園に残す。
- ・自然抱卵による家族形成により、雌親から雛鳥へ、食糞による腸内細菌叢及びアイメリア原虫の獲得、天敵及び各種の環境利用に対応する教育を促す。
- ・生息地で生き残る能力を得るために、前期野生順化メニューとして、高山植物への餌慣れ、運動能力の向上（放飼場での運動）、環境利用シミュレーションを実施する。

②野生復帰家族の移送前チェック（資料3-6）

- ・野生復帰候補家族については、移送前に事前チェックを実施し、検査結果を基に有識者と対応を協議し、全項目をクリアした家族のみ中央アルプスに移送する。

③野生復帰家族における高山植物の供給（資料3-5）

- ・乗鞍岳及び那須岳より、野生の高山植物を採取して供給する。なお、採取にあたっては、生育地への影響を最小限に抑えるとともに、給餌後に栽培可能な株については動物園で栽培を継続して次年度に備える。

④中央アルプスにおける生息域内保全（資料3-7）

※一部、野生復帰取組以外の事業を含む

- ・中央アルプス山塊全域におけるライチョウ生息状況（なわばり分布調査）を実施（4月下旬～6月上旬）。
- ・中央アルプス駒ヶ岳周辺で最大6家族のケージ保護事業を実施（6月下旬から1か月程度）。
- ・山小屋との協力により捕食者の捕獲事業を周年で実施し、ケージ保護期間を中心にニホンザルの追い払い対策を実施する。
- ・発信機器装着による越冬地探索調査を実施（10月～）。
- ・登山者からの情報提供を呼びかけ、情報収集カードの配布及びYAMAPとの連携により、中央アルプスにおける観察記録を収集する。

⑤野生復帰家族の移送及び放鳥（資料3-8）

- ・野生復帰の目標数は、5家族及び1雄とする。
- ・8月上旬に、動物園で移送前チェックをクリアした家族（個体）のみを中央アルプスに移送する。
- ・乗用車及びヘリコプターにより、黒川平を經由し中央アルプス頂上山荘付近に移送する。
- ・移送された家族は速やかに保護ケージに搬入し、ケージ保護手法による後期野生順化を1週間程度実施する。
- ・後期野生順化工程後に家族ごと放鳥し、モニタリング調査による追跡を図る。